

平成 12 年 1 月 28 日制 定 (空航第 71 号、空機第 67 号)

平成 13 年 3 月 9 日一部改正 (国空航第 170 号、国空機第 231 号)

平成 15 年 12 月 24 日一部改正 (国空航第 932 号、国空機第 984 号)

平成 17 年 10 月 1 日一部改正 (国空航第 504 号、国空機第 684 号)

平成 19 年 3 月 28 日一部改正 (国空航第 1223 号、国空機第 1362 号)

航 空 局 長

## 業務の管理の受委託の許可実施要領

航空法（以下「法」という。）第 113 条の 2 に規定する航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託の許可にあたっての実施要領を以下に定める。

### 1. 許可の対象

業務の管理の受委託とは、次に掲げるものをいう。

#### ① 運航業務の管理の受委託

委託者の行う航空運送事業に関し、受託者の提供する航空機及び航空機乗組員により受託者の運航マニュアルに基づいて航空機の運航が一括して行われる場合

#### ② 整備業務の管理の受委託

委託者の行う航空運送事業に関し、受託者の整備マニュアルに基づいて航空機の整備が一括して行われる場合

注：運航マニュアルとは、本邦航空運送事業者の運航規程又は外国の航空運送事業者が国際民間航空条約附属書 6 に準拠して設定する運航に関するマニュアルをいう。整備マニュアルとは、本邦航空運送事業者の整備規程、外国の航空運送事業者が国際民間航空条約附属書 6 に準拠して設定する整備に関するマニュアル又は法第 20 条第 1 項第 4 号の業務の能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた事業場において整備業務を行う者（以下「整備改造認定事業者」という。）であって航空運送事業者でないものが「整備規程審査要領」に準拠して設定する整備に関するマニュアルをいう。

## 2. 管理受委託許可申請書

航空法施行規則（以下「規則」という。）第222条第1項第3号の当該申請が法第113条の2第2項各号に掲げる基準に適合する旨の説明としては、3.に掲げる許可の要件に適合していることの説明を求めるものとする。

## 3. 許可の要件

### （1）受託者の要件

法第113条の2第2項第1号及び第2号の基準を満たす者は以下のとおりとする。

① 運航業務及びそれに伴う整備業務の管理を一括して受託する者は、本邦航空運送事業者又は航空運送事業に関し我が国と同等以上の安全に係る制度を有していると認められる国際民間航空条約締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）の航空運送事業者であって、以下を満足する者であること。

(a) 受委託に係る型式の航空機の運航及び整備業務の実施について、受託者が本邦航空運送事業者である場合は事業計画の認可を、締約国の航空運送事業者である場合はそれに相当する許可等を受けていること。

(b) 受委託に係る運航業務を実施する地域における運航業務の実施について、受託者が本邦航空運送事業者である場合は事業計画の認可を、締約国の航空運送事業者である場合はそれに相当する許可等を受けていること。

(c) カテゴリーI、II及びIII運航、双発機による長距離進出運航等の特別な要件が求められる運航を実施する場合は、当該運航を実施する能力を有することを管轄する航空当局から認められていること。また、これらの運航の実施に関する必要な内容を運航マニュアル又は整備マニュアルに定めていること。また、我が国において認められていない運航は、原則として行わないこと。

(d) 受託者の定める運航マニュアル又は整備マニュアルが、規則第214条に規定する航空機の運航及び整備に関する事項について同条の技術上の基準を満たしていること。ただし、締約国の航空運送事業者において運用許容基準を整備マニュアルには規定していないが運航マニュアルに適切に規定している場合等、安全上問題ないと考えられる場合はこの限りでない。

(e) 法第 20 条第 1 項第 4 号の認定を受けた整備改造認定事業場であること。ただし、法第 19 条第 1 項の航空機以外の航空機に対する整備業務の管理を委託する場合にあっては、受託者が外国の航空運送事業者であって、これと同等の能力を有すると認められる場合、その他受託者の整備マニュアルに従つて適切な整備が行われていると認められる場合はこの限りでない。

② 運航業務のみの管理を受託する者は 3. (1) ①の(a)～(d)を満足する本邦航空運送事業者又は締約国の航空運送事業者であって、当該受託者の定める運航マニュアルの内容が整備業務の管理を行う者の定める整備マニュアルの内容と矛盾等がないよう適切に定められていること。

③ 整備業務のみの管理を受託する者は、受委託に係る整備業務を実施する事業場が法第 20 条第 1 項第 4 号の認定を受けた整備改造認定事業者であって、以下の(a)及び(b)を満足する者であること。

(a) 受委託に係る型式の航空機について、整備業務の管理を行う組織と適切な能力を備えた要員を有していると認められる者であること

(b) 受委託に係る型式の航空機の整備業務の管理について「整備規程審査要領」に定める必要な項目について基準を満たす整備マニュアルを設定しており、当該マニュアルに従つて整備業務の管理を適切に実施できると認められる者であること。なお、この場合、運用許容基準に係る規定は、委託者の運航マニュアルと同等の内容を整備マニュアルに定めなければならない。

## (2) 受委託の安全性の要件

法第 113 条の 2 第 2 項第 2 号の基準を満たす要件は以下のとおりとする。

### ① 委託者の要件

委託者は、法第 100 条第 1 項の許可を受けた者であること。さらに、運航業務の管理を委託する場合には、以下の(a)又は(b)を満足する者であること。

(a) 受託者が本邦航空運送事業者の場合には受委託に係る型式の航空機について別添 1 に定める区分に対応した要件を満たしている者であること。

(b) 受託者が締約国の航空運送事業者の場合には受委託に係る型式の航空機の実運航（実際に自ら航空機を使用して行う運航をいう。以下同じ。）を行つ

ている者であること。

② 委託者が行う業務及び責任の範囲

委託者は、受託者が行う受委託に係る業務について、以下により適切な委託管理を実施しなければならない。

(a) 別添 2 に定める要件を満足する責任者及びこれを補佐する者が定められていること。

(b) 委託管理を行うために適切な教育・訓練を受けた人員が適切に配置されていること。

(c) 委託管理を行う者の責任及び権限が明確となっていること。

(d) 受託者の定める運航マニュアル又は整備マニュアルが、規則第 214 条に規定する航空機の運航及び整備に関する事項について同条の技術上の基準を満たしていることを確認すること。

(e) 適切な資格、経験等を有する者が受託者の業務の実施状況について定期的及び必要に応じて監査並びに検査を行い、受託者が運航マニュアル又は整備マニュアルに従って適切に業務を実施していることを確認し、必要に応じて改善措置を講じる体制となっていること。

③ 受託者が行う業務及び責任の範囲

受託者は、委託者の定める事業計画に従い、自ら定める運航マニュアル又は整備マニュアルに従って運航業務又は整備業務を実施しなければならない。また、運航マニュアル又は整備マニュアルの内容について委託者の確認を受けるとともに、受委託に係る業務に関する運航マニュアル又は整備マニュアルの内容の変更について委託者に通知しなければならない。

④ 機長の要件

受託者が法第 4 条第 1 項各号に掲げる者である場合であって、受委託に係る航空機が最大離陸重量が 5.7 t を超える飛行機又は最大離陸重量が 9.08 t を超える回転翼航空機である場合は、機長は、受託者が属する国における法第 72 条第 1 項又は第 5 項の認定に対応する制度による認定又はそれと同等の行為を受けていること。

⑤ 運航管理者

受託者が法第4条第1項各号に掲げる者である場合であって、受委託に係る航空機が最大離陸重量が5.7tを超える飛行機又は最大離陸重量が9.08tを超える回転翼航空機である場合は、運航業務の管理の受委託に係る運航に従事する運航管理者は、当該受託者が属する国における法第78条の運航管理者技能検定に対応する資格の取得又はそれと同等の要件を満足しなければならない。

⑥ 外国政府による安全性の監督

法第4条第1項第3号に掲げる者（以下「外国企業」という。）に運航業務及びそれに伴う整備業務の管理を一括して委託する場合には、当該外国企業が行う運航及び整備（管理の受委託に係る運航及び整備を含む。）について、当該外国企業が所属する外国政府が安全性について監督することとなっていること。

⑦ その他の要件

受委託に係る業務の実施に関し、上記①、②に加え、以下の事項に係る業務及び責任の範囲が契約書等において明確になっていること。

(a) 緊急時の対応

(b) 地上取扱業務

(c) 記録の管理及び報告

4. 事業計画、運航管理施設等の検査並びに運航規程及び整備規程

① 事業計画

(a) 委託者は、自らの事業計画に必要な内容を定めること。

(b) 受託者は委託者の事業計画に従って運航又は整備業務を実施すること。

② 運航管理施設等の検査

受託者の使用する施設について、委託者の事業の用に供する施設として検査を受け、これに合格すること。この場合、受託者が既に検査を受け合格している施設を用いて運航又は整備を実施する場合、又は、受託者が法第4条第1項各号に掲げる者である場合であって、当該受託者が属する国の政府により適切

に検査が実施されていると認められる場合等には、検査は書面で行ってもよい。

### ③ 運航規程及び整備規程

業務の管理の受委託の許可を受けて実施する運航又は整備に関しては、委託者は、自らの運航規程又は整備規程に、規則第214条に規定する航空機の運航及び整備に関する事項のうち「航空機の運航に係る業務の委託の方法」又は「航空機の整備に係る業務の委託の方法」以外の項目については、受託者の定める運航マニュアル又は整備マニュアルに従う旨規定し、「航空機の運航に係る業務の委託の方法」又は「航空機の整備に係る業務の委託の方法」については、3.(2)②に定める内容を含む受委託に係る運航又は整備業務の委託管理体制について規定すること。

ただし、整備業務のみの管理の受委託の場合には、「運用許容基準」については委託者の規定をそのまま用いるものとする。

## 5. 許可の条件

### ① 運航マニュアル及び整備マニュアルの遵守等

業務の管理の受委託の許可に当たっては、受託者が運航マニュアル又は整備マニュアルに従わなければならない旨及び整備業務のみの管理を受託する者が航空運送事業者でない場合は当該者は使用する整備マニュアルの変更について「整備規程審査要領」に準拠して必要な承認等を受けなければならない旨の条件を付すものとする。

### ② 運航条件等

業務の管理の受委託の許可に当たっては、運航路線又は運航する地域、使用航空機の限定等の必要な条件を付すものとし、これらの条件等を変更する場合は、本要領の必要な項目について審査するものとする。

(附則) (平成12年1月28日)

この要領は、平成12年2月1日から適用する。

(附則) (平成13年3月9日)

この要領は、平成13年3月9日から適用する。

(附則) (平成 15 年 12 月 24 日)

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 17 年 10 月 1 日)

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

(附則) (平成 19 年 3 月 28 日)

この要領は、平成 19 年 3 月 30 日から適用する。

## 業務の管理の受委託の許可における受委託が可能な航空機の区分に関わる要件

業務の管理の受委託の許可実施要領「3. 許可の条件 (2) 受委託の安全性の要件 ① 委託者の要件 (a)」の別に定める区分は、以下の表のとおりとする。

区分	受委託を行おうとする航空機の区分	各区分における委託者の要件
1	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であつて、客席数が 100 又は最大離陸重量が 50,000Kg を超え、かつ、ターボジェット又はターボファン発動機を装備した飛行機	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であつて、客席数が 100 又は最大離陸重量が 50,000Kg を超え、かつ、ターボジェット又はターボファン発動機を装備した飛行機について実運航を行っていること
2	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であつて、客席数が 100 及び最大離陸重量が 50,000Kg 以下で、かつ、ターボジェット又はターボファン発動機を装備した飛行機	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であつて、かつ、ターボジェット又はターボファン発動機を装備した飛行機について実運航を行っていること
3	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であつて、かつ、タービン発動機（ターボジェット及びターボファン発動機を除く。）を装備した飛行機	耐空類別が「飛行機 輸送 T」であつて、かつ、タービン発動機を装備した飛行機について実運航を行っていること

## 業務の管理の受委託の許可における委託責任者及びこれを補佐する者の要件

業務の管理の受委託の許可実施要領「3. 許可の条件 (2) 受委託の安全性の要件 ② 委託者が行う業務及び責任の範囲 (a)」の別に定める要件は、受託者が本邦航空運送事業者である場合には、以下のとおりとする。

## (1) 運航関係

航空法規並びに委託者の運航規程及び受託者の運航マニュアルに精通しており、かつ、以下の表の区分の欄の者に応じ、要件の欄に掲げる要件に適合すること。

区分	要件
責任者	受委託に係る型式の航空機について別添 1 の表の区分に対応した航空機の機長としての経験及び運航業務に係る管理者としての経験を航空運送事業においてそれぞれ 3 年以上を有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者
補佐 (運航管理関係)	運航管理者の資格を有し、受委託に係る型式の航空機について別添 1 の表の区分に対応した航空機の運航管理業務を行った経験を含め当該業務に係る管理者としての経験を航空運送事業において 3 年以上有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者。なお、カテゴリー I、II 及び III 運航、双発機による長距離進出運航等の特別な要件が求められる運航を実施する場合には、あわせてかかる運航を管理する能力があること
補佐 (操縦関係)	受委託に係る型式又は技術的に同等と認められる型式の航空機の機長としての経験及び当該業務に係る管理者としての経験を航空運送事業においてそれぞれ 3 年以上を有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者。なお、カテゴリー I、II 及び III 運航、双発機による長距離進出運航等の特別な要件が求められる運航を実施する場合には、あわせてかかる運航を管理する能力があること

補佐（客室関係） (客室乗務員を航空機に乗り組ませて事業を行う場合に限る。)	受委託に係る型式の航空機について別添1の表の区分に対応した航空機での客室業務の経験を含め当該業務に係る管理者としての経験を航空運送事業において3年以上有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者
補佐 (地上取扱関係)	受委託に係る型式の航空機について別添1の表の区分に対応した航空機における搭載管理業務に係る管理者としての経験を航空運送事業において3年以上有する者、又はこれと同等と認められる経験を有する者

## (2) 整備関係

航空法規並びに委託者の整備規程及び受託者の整備マニュアルに精通しており、かつ、以下の表の区分の欄の者に応じ、要件の欄に掲げる要件に適合すること。

区分	要件
責任者又は補佐する者	受委託に係る型式の航空機又は技術的に同等と認められる型式の航空機に係る整備管理業務、定例整備作業の確認業務等航空機全般についての整備に関する業務についての実務経験若しくは監督経験を航空運送事業において3年以上有する者又はこれと同等と認められる経験を有する者。